



IRCA

INTERNATIONAL
REGISTER OF
CERTIFICATED
AUDITORS



登錄要求事項

食品安全審查員



目次

1. IRCA及び食品安全プログラムについての概要
2. 登録レベル、登録要求事項、昇格・更新方法
 パート I - 現行のISO 22000要求事項に照らして審査を実施する審査員対象。

 パート II - パート I と同様。
 ただしISO/TS 22003に基づく要求事項を追加する。第三者認証審査を実施する審査員のみ対象。
3. 申請方法
4. 料金
5. その他の情報

附属書 I

フードチェーンカテゴリ及び定義

附属書 II

継続的専門知識の啓発(CPD)に関する指針

附属書 III

用語の定義

附属書 IV

行動規範

本文書に記載されている情報は発行時において適用される内容とします。本プログラム、及び、その他のIRCAのサービスについて更に詳しい情報を知りたい方はIRCAウェブサイトwww.irca.orgを参照することをお勧めします。

Copyright IRCA - 2008

All rights reserved. 本出版物のいかなる部分も、CQI国際審査員登録機構(IRCA)の事前の許可をなくして、複製、検索システムへの保存、電子、機械、コピー、録音などの別の形式や手段にて伝えてはならない。

1.

IRCA及び食品安全プログラムについての概要

IRCA及び審査員登録

沿革:

インターナショナル・レジスター・オブ・サーティファイケイテッド・オーディターズ(以下IRCA)(The International Register of Certificated Auditors - 国際審査員登録機構)は、1984年に審査員登録を開始しました。IRCAは英国政府によるイニシアチブの一環として、ビジネス及び産業に競争力を与えるために設立されました。このイニシアチブのねらいは、供給者監査を、頻度の少ない第三者審査に置き換えることにより、供給者監査のコストを削減し、効率を増すことでした。そして供給者の第三者審査は、その供給者の顧客に受け入れられ、認知されることとなりました。

IRCA以外にこの新しい体制に与するその他の団体には、認定機関(現UKAS)、国家規格作成機関(BSI Standards)、並びに、数々の認証機関がありました。使用された品質マネジメント規格は、英国規格;BS 5750でした。BS 5750はISO 9001の前身となったものです。

この品質インフラストラクチャは非常に効果的であることが判明し、現在は、供給者組織の品質保証に関し、最も有効で、かつ、最も広く使用されるメソッドであるという世界規模の認識がなされています。今日では同一の体制がその他の状況(例:組織のマネジメントシステムの、労働安全衛生、食品安全、環境に関する要求事項への適合性の保証)でも使用されています。しかし、どのような状況であれ、この体制は審査員及びコンサルタントの力量に多くを頼っているため、IRCAの果たす役割はその成功にとって不可欠です。

創立以来、IRCAはインテグリティ及び付加価値を生むという点で名声を得てきました。IRCAが開発、使用してきた評価・登録のメソッドは、その他の多くの審査員登録機関にも採用されてきました。現在多くの国で、その国独自の、国家による審査員登録プログラムを通じてIRCAに代わるものを提供していますが、IRCA登録は未だ変わらず国際的な人気を博しています。1984年以来約35,000人の審査員が登録を授与され、IRCA登録名簿には現在150カ国以上の国々からの審査員が掲載されています。IRCAは国際的に認知されている唯一の審査員登録機関であり、供給者組織、認証機関、そして審査員が最も重んじる登録を維持しています。

IRCAトレーニング:

審査員トレーニングコースのIRCA認定は、国際的に認知され、その価値を重んじられています。審査員登録を支援するべく開発されたものでしたが、IRCAは、独立した別の活動として、トレーニングの認定制度を発展させてきました。コースは元来登録を希望する審査員向けに設計されたものではありませんが、品質、環境、労働安全衛生マネジメントに関する情報を追究する様々な目的をもった受講者に、大変好評をいただいております。現在、コース受講者のうちほんの一握りの方しか審査員として活動していません。世界中のトレーニング機関は、トレーニング機関が提供するトレーニングコースがIRCA認定のものであることを不可欠であると考えています。IRCAの提供するコースは、幅広い申請を網羅すべくその数を増大させてきました。また、トレーニング機関が広範囲な種類のコースの認定を要請するにつれて、更に拡大し続けています。世界で年間約55,000人の受講者が、IRCA認定トレーニングコースを受講しています。

CQIとのつながり:

IRCAは、Chartered Quality Institute(公認品質協会)の一部門です。CQIはそれ自身が、品質に関する国際的権威として認知されています。IRCAとCQIは、各々の役割をもち、インテグリティ、絶対的公平性、並びにビジネスプロセスに付加価値を与えることに多くを貢献しています。

食品安全プログラム

効果的であるために、食品安全法令・規制には、マネジメントシステムアプローチを理解し、これについて適切な力量を備えた審査員が必要とされます。IRCA食品安全マネジメントシステム審査員登録プログラム(食品安全プログラム)の目的は、規制当局、認定機関及び認証機関、ビジネス並びに業界、そして間接的には大卒の一般大衆に、本プログラムに登録された審査員は力量を備えているという信頼を与えることです。

登録プロセスの一環として、IRCAは、力量の基礎となる、主要な技能、知識並びに経験を反映した要求事項に照らして、食品安全マネジメントシステム審査員となる申請者を評価します。これらの要求事項は、みなさんが審査員になったとき、審査中に、備えている必要があり、実証しなければならない力量を定義しています。

この食品安全プログラムは次の規格:

- ISO TS 22003: 2007、食品安全マネジメントシステム - 食品安全マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項
- ISO 22000: 2005、食品安全マネジメントシステム - フードチェーンのあらゆる組織に対する要求事項
- HACCP、ハザード分析・重要管理点

及び、次の審査実施のためのガイダンス規格に基づいています:

- ISO 19011: 2002、品質及び/又は環境マネジメントシステム審査のためのガイドライン

IRCAは登録授与により、審査員は次の事項について理解しており、力量を備えていると認識したことになります(授与レベルによる):

- 適切で倫理的な行動、公平なプレゼンテーション、並びに、審査員として備えるべき専門的配慮の原則を固持できる。
- 組織の全階層の要員と、口頭及び書面にて、明確なコミュニケーションが取れる。
- 食品安全マネジメントシステムの審査を計画し、統制できる。
- 関連するビジネスプロセスを特定し、理解できる。
- 特に次の点に関して、客観的証拠を評価し、食品安全マネジメントシステムの有効性を判断できる:
 - 組織のリスクアセスメントプログラムを通じた、リスクマネジメントの有効性。
 - 組織の、法令・規制要求事項を遵守し続ける能力。

- 組織の、緊急事態の手順及び緊急事態への対応の妥当性。
- リスク管理及び改善プログラムの実施。
- 食品安全パフォーマンスの継続的改善。

- 審査の所見及び結論を正確に報告できる。
- 審査チームを指揮し、審査プロセスを管理できる。
- マネジメントプロセスを審査できる。
- 真の価値を導くコンサルタントアドバイスを提供できる。

全登録審査員の詳細が登録名簿に掲載されます。登録名簿は一般の方にも入手可能です。

本プログラムは次の方を対象としています:

- 環境衛生担当者。
- 食品安全関連事項について相当の理解及び知識を保有し、食品安全あるいは統合マネジメントシステム審査に参加する力量を実証することのできる品質、環境、安全衛生マネジメントシステム審査員。
- 自己の審査力量の認知を望む食品安全審査員。

本書では、申請者(新規申請及び既にIRCAに登録されている審査員)を対象に、次の事項に関する情報及び指示を提供しています:

- 登録プロセス及び申請方法
- 新規登録に関する要求事項
- 登録更新に関する要求事項(CPD要求事項を含む)
- 登録に認められる審査の種類
- 料金
- 行動規範

食品安全プログラムへの登録は、登録要求事項を満たす全世界のすべての個人に対して行われ、登録を限定するものではありません。

本文書に使用されている用語(審査、第三者審査など)は、関連するISO/IEC規格の中で定義されているものと同じ意味を指します。

2. パートI

登録レベル

食品安全プログラムには2つのパートがあります。パートIには6つの登録レベルがあります：

- ➔ 食品安全内部監査員補
- ➔ 食品安全内部監査員
- ➔ 食品安全審査員補
- ➔ 食品安全審査員
- ➔ 食品安全主任審査員
- ➔ 食品安全プリンシパル審査員

申請者にふさわしいのはどのレベルであるかを判断するために、各レベルの特徴の説明、及び、登録要求事項の概要を次に示しており、後続のセクション「登録要求事項」にて、これらを更に包括的に説明しています。

食品安全内部監査員補

本レベルにふさわしい申請者

申請者が、FSMS内部監査を実施したいのであれば、このレベルを考慮してください。本レベルは、適切な個人的資質、教育上、専門的並びに技術的力量を備えているが、内部監査員レベルの登録に必要とされる監査経験要求事項を満たすに十分な機会がない方を対象としています。ほとんどの内部監査員は本レベルをキャリアの開始点としますので、これはファースト・ステップといえるでしょう。

本レベルへの登録要求事項の概要：

教育

- 中等教育以上

実務経験

- 5年間、又は、学位あるいは学位同等の資格を有する申請者は4年間
- 1年間の食品安全実務経験

監査・審査員トレーニング

- IRCA認定食品安全ファンデーションコース、あるいは、その他の認められるコース かつ
- IRCA認定食品安全内部監査員コース、あるいは、その他の認められるコース

監査経験

- なし

食品安全内部監査員

本レベルにふさわしい申請者

申請者が、申請者の所属する組織のFSMS内部監査を実施するのであれば、このレベルを考慮してください。本レベルは、適切な個人的資質、教育上、専門的並びに技術的力量を備えた、本レベルへの登録に必要とされる監査経験要求事項を満たしている方を対象としています。

本レベルへの登録要求事項の概要：

教育

- 中等教育以上

実務経験

- 5年間、又は、学位あるいは学位同等の資格を有する申請者は4年間
- 1年間の食品安全実務経験

監査・審査員トレーニング

- IRCA認定食品安全ファンデーションコース、あるいは、その他の認められるコース かつ
- IRCA 認定食品安全内部監査員コース、あるいは、その他の認められるコース

監査経験

- 合計15時間以上にわたる5件の監査

食品安全審査員補

本レベルにふさわしい申請者

入門・トレーニングレベルです。申請者が、審査を自己のキャリアにしたいのであれば、このレベルを考慮してください。本レベルは、適切な個人的資質を備えているが、その他のレベルへの登録に必要とする審査経験要求事項を満たすに十分な機会がない方を対象としています。ほとんどの審査員は本レベルをキャリアの開始点としますので、これはファースト・ステップといえるでしょう。

また本レベルは、審査業務から一時的に遠ざかっている、又は、審査業務からマネジメント業務へとその職務を移したが、IRCA登録の維持に価値を見出している経験を積んだ審査員も対象としています。

本レベルへの登録要求事項の概要:

教育

- 中等教育以上

実務経験

- 5年間、又は、学位あるいは学位同等の資格を有する申請者は4年間
- 2年間の食品安全実務経験

審査員トレーニング

- IRCA認定食品安全審査員/主任審査員コース、あるいは、その他の認められるコース

審査経験

- なし

食品安全審査員

本レベルにふさわしい申請者

本レベルは、審査員補レベルから普通に辿って進んだレベルであり、審査員は審査経験を満たしたならば（審査員補からの）昇格を申請すると良いでしょう。本レベルは、審査員としての力量があり、審査チームの効果的なメンバーとして貢献している審査員を対象としています。本レベルは、キャリアのはしごにおける次のステップとして見なされ、本レベルを保持する審査員のほとんどは、主任又はプリンシパルレベルへの昇格を考慮します。

本レベルへの登録要求事項の概要:

教育

- 中等教育以上

実務経験

- 5年間、又は、学位あるいは学位同等の資格を有する申請者は4年間
- 2年間の食品安全実務経験

審査員トレーニング

- IRCA認定食品安全審査員/主任審査員コース、あるいは、その他の認められるコース

審査経験

- 見習い審査員として実施した、合計20日以上にわたる4件の審査。そのうち10日以上はオンサイトでの審査。

食品安全主任審査員

本レベルにふさわしい申請者

認証機関に勤務する審査員のほとんどは主任審査員です。主任審査員とは、大規模な組織に対して、供給者審査を実施する審査員です。本レベルは、審査を運用管理し、チームを率先する力量を備えた、経験豊富な審査員を対象としています。

本レベルへの登録要求事項の概要:

教育

- 中等教育以上

実務経験

- 5年間、又は、学位あるいは学位同等の資格を有する申請者は4年間
- 2年間の食品安全実務経験

審査員トレーニング

- IRCA認定食品安全審査員/主任審査員コース、あるいは、その他の認められるコース

審査経験（トータル:すなわち、現在食品安全審査員レベルを有していないと想定）

- 見習い審査員として実施した、合計20日以上にわたる4件の審査。そのうち10日以上はオンサイトでの審査。
- 見習い主任審査員として実施した、合計15日以上にわたる3件の審査。そのうち10日はオンサイトでの審査。

食品安全プリンシパル審査員

本レベルにふさわしい申請者

本レベルは、主任審査員のレベルの代替レベルとして考案され、独立して活動する2つの審査員のカテゴリについて、相当の経験及び力量を備えている審査員を対象としています（すなわち、1人で1チームを形成して、単独審査を実施する審査員を対象としています）；

- 食品安全コンサルティングの背景を有する審査員（これら審査員の主要な力量としては、食品安全マネジメントシステムを実施でき、外部の支援なしで、審査プロセスのすべての側面を実施できることがあります）。
- 審査チームを率先してきた（主任審査員として）背景を有するが、現在は独立して審査を実施している（これら審査員の主要な力量としては、審査のマネジメント及びチームリーダーシップがあります）。

IRCAは、プリンシパル審査員と主任審査員レベルは、そのバランスにおいて同等の基準であると考えており、同時に複数のレベル（プリンシパル審査員レベルと主任審査員レベル）に登録していただくことは想定しておりません。

本レベルへの登録要求事項の概要:

教育

コンサルタントルート:

- 学位あるいは学位同等の資格

あるいは

チームリーダールート:

- 中等教育以上

実務経験

コンサルタントルート:

- 6年間の食品安全実務経験

あるいは

チームリーダールート:

- 5年間、又は、学位あるいは学位同等の資格を有する申請者は4年間
- 2年間の食品安全実務経験

審査員トレーニング

- IRCA認定食品安全審査員/主任審査員コース、あるいは、その他の認められるコース

審査経験

コンサルタントルート:

- 合計35日以上にわたる7件の単独審査又は主任審査。そのうち20日以上はオンサイトでの審査(これらの件数及び日数は、申請者が現在食品安全審査員又は食品安全主任審査員レベルを有していないと想定)。

あるいは

チームリーダールート:

- 6年間の主任審査員レベル登録。
- 3件の単独審査。複雑かつ厳しい状況において、効果的な審査マネジメント技能を実証することが求められるもの。

パートI

登録要求事項

IRCAは、食品安全マネジメントシステムの効果的な審査に必要とされる、実証された力量に基づき、申請を評価します。申請者は、教育、実務経験、監査・審査員トレーニング、監査・審査経験の組合せを通じて、これらの力量を実証することができます。

指定がない限り、食品安全内部監査員レベルに対しては、以下に記載があるものよりも狭くシンプルな範囲での力量が認められます。

IRCAは登録授与により、申請者がISO/TS 22003(E)、6～7ページ、7.2.4.6.2項の審査員の力量を満たすことができると認識したこととなります(授与レベルによる)。

教育

すべてのレベル:

申請者は最低中等教育を修了している必要があります。学位あるいは学位同等の資格¹を有しているのであれば、実務経験に関する要求事項が軽減されます。

認められる資格には、国家政府機関、又は、国家専門機関認定の機関によって授与された資格を含みます。

FSMSプリンシパル審査員レベル(コンサルタントルート):

申請者は、学位、学位同等の資格あるいはその他の認められる資格を有している必要があります。

関連する科目について授与された大学院のディプロマ、学士、修士、博士号は、通常認められます。

実務経験

すべてのレベル:

申請者は、5年以上の関連する実務経験を有している必要があります。申請者が学位、あるいは学位同等の資格を有している場合は、これは4年間に短縮されます。IRCAは、関連する実務経験は、申請者が判断力を行使し、問題を解決し、その他のマネジャー、労働者(従業員)並びに顧客とのコミュニケーションに要求される技術職、管理職、あるいは専門職にあることと考えます。

FSMSプリンシパル審査員(コンサルタントルート):

申請者は6年以上の実務経験を有しており、そのうちすべてが食品安全実務経験でなければなりません。

食品安全実務経験

内部監査員補及び内部監査員レベル:

申請者は1年間(あわせて4年間あるいは5年間にわたる実務経験の一部であっても可)、主に食品安全問題に関わる職務に携わっていなければなりません。このような実務経験は、申請者が食品安全マネジメントシステムを効果的に監査・審査するために必要な実用知識を備えているものでなくてはなりません。

食品安全プリンシパル審査員レベル(コンサルタントルート)以外のすべてのレベル:

申請者は2年間(実務経験合計期間の一部であっても可)、審査員として必要となる知識及び技能に資する業務に携わっていなければなりません。

認められる実務経験の例:

- 食品安全法令・規制を遵守し、マネジャー、主任、技術者、あるいは専門家として技術的側面から施設運営に関与するフルタイムの勤務。
- 安全衛生適合マネジメントを含む食品安全あるいは統合マネジメントシステムを実施・維持する業務。
- 規制当局に代わり、安全衛生法規制の遵守をモニタリングする業務。
- 認定された認証機関を代表して食品安全マネジメントシステムを審査する業務。
- 雇用組織を代表して、認められる食品安全マネジメントシステム規格に基づいて、供給者の誠実性に関するアセスメントを実施する業務。
- 食品安全に関連した、適切なコンサルタントサービス。
- 食品安全リスクアセスメントを実施し、あらゆる種類の安全審査(システム審査である必要はない)を運営管理するフルタイムの業務。

申請者の業務の性質に関わらず、鍵となる要求事項は、申請者がリスクアセスメント及びリスク軽減についての知識及び理解を習得し、実証することです。この要求事項は、食品安全審査員のすべてのレベルに適用されます。

申請者が、上述の例に含まれていない食品安全実務経験を提出した場合、申請者は、申請者の実務経験が認められるものであるという主張を裏付ける証拠を提出する必要があります。

¹ IRCAでは、学位の指標として、英国の学位の定義を使用しています。しかし、英国及びその他の国で授与されたすべての学位がこの基準を満たすわけではないことも認識しております。その内容又は期間が不完全であるとされるものも多く、それらは「学位同等の資格」とします。本プログラムの目的上、IRCAは、この学位同等の資格を、高等教育修了の要求事項を満たすものとみなし、これを学位同等のものとして認めます。

すべてのレベル:

研修期間はこの実務経験要求事項の対象にはなりません。

監査・審査員トレーニング**内部監査員補及び内部監査員レベル以外のすべてのレベル:**

申請者は、以下のコースを合格修了していなければなりません:

IRCA認定 食品安全審査員/主任審査員コース (あるいは、その他の認められるコース)

あるいは

IRCA認定 その他一般の審査員/主任審査員コース (あるいは、その他の認められるコース)、かつ、IRCA認定 食品安全審査員/主任審査員コンバージョンコース (あるいは、その他の認められるコース)。

申請者がその他一般のプログラムに審査員として既に登録されている場合は、IRCAが要求するのは、短期間で修了できる、IRCA認定 食品安全審査員コンバージョンコース、あるいは、その他の認められる同等のコースです。

内部監査員補及び内部監査員レベル:

申請者は次のコースを合格修了していなければなりません:

IRCA認定 食品安全審査員/主任審査員コース (あるいは、その他の認められるコース)

あるいは

IRCA認定 食品安全ファンデーションコース (あるいは、その他の認められるコース) かつ IRCA認定 食品安全内部監査員コース (あるいは、その他の認められるコース)。

その他の認められるコースには、その他のトレーニング認定機関によって認定された食品安全コースが含まれます。IRCAはその他の手段を通じて修了したトレーニングを例外的に認めることも考慮しますが、申請者は、このトレーニングは少なくともIRCA要求事項を満たしているものであることをIRCAに納得させなければなりません。

申請者は通常、登録申請に先立つ3年以内に、監査・審査員トレーニングを合格修了していなければなりません。申請者が、最近の、関連する実務経験、及び、申請者の審査技能が現在でも通用するという証拠を提示するのであれば、IRCAはこの期間より以前に修了したとトレーニングを認めることもあります。

IRCA認定 食品安全監査・審査員トレーニングを開催している全IRCA認定研修機関の最新版リストは、IRCAウェブサイト www.irca.org をご覧ください。

監査・審査経験**食品安全内部監査員補レベル:**

このレベルへの登録には、監査経験は必要ありません。

食品安全内部監査員レベル:

申請者は各3時間以上からなる、少なくとも合計5件の内部監査を実施している必要があり、その内部監査には監査の計画、文書のレビュー、監査インタビュー並びに監査報告といった、監査サイクルのすべての要素が含まれなければならない、また申請者が監査を実施する部署及びその部署の職務活動に携わってはいけません (ただし、例えばラインマネージャーなどとして直接的、又は間接的に活動に対して責任がある場合、IRCAはその監査を認めます)。

食品安全審査員補レベル:

このレベルへの登録には、審査経験は必要ありません。

食品安全審査員レベル:

申請者は、少なくとも4件の完全な審査を実施している必要があります。審査活動には、文書レビュー、オンサイトの審査活動の準備及び実施、並びに、審査報告が含まれていなければならない。

これらの審査は20日以上であり、そのうち10日間はオンサイトでの審査でなければなりません。

IRCAは、申請者が、チームリーダーとしての力量を備えた審査員 (その時点で主任審査員登録をしている者、あるいは、同等の力量を備えた者) の指導及びガイダンス²のもとで、すべての審査を完了していることを推奨しますが、多くの審査員にとって、このことを準備するのは難しく費用もかかることを認識しています。したがってIRCAは、少なくとも1件の審査が、この条件のもとに実施されていることで本要求事項を満たしているとします。IRCAは、このチームリーダーに審査チームのメンバーとしての申請者の力量を立証することを求める場合があります。

食品安全主任審査員レベル:

申請者は、先述の食品安全審査員レベルの審査要求事項に加え、自分以外に1人以上の審査員を含む審査チームのリーダーとして3件の認められる審査を実施していなければなりません。

その3件の主任審査は15日以上でなければならず、そのうち10日はオンサイトの審査でなければなりません。

IRCAは、申請者が、チームリーダーとしての力量を備えた審査員 (その時点で主任審査員登録をしている者、あるいは、同等の力量を備えた者) の指導及びガイダンスのもとで、すべての審査を完了していることを推奨しますが、多くの審査員にとって、このことを準備するのは難しく費用もかかることを認識しています。したがってIRCAは、少なくとも1件の審査が、この条件のもとに実施されていることで本要求事項を満たしているとします。IRCAは、このチームリーダーに審査チームのリーダーとしての申請者の力量を立証することを求める場合があります。

² 指導及びガイダンスとは、申請者が常に監督下になければならないことではありません。また、この監督業務を行うにあたり、だれかが監督業務だけを実施するように命ぜられているわけではありません。

FSMSプリンシパル審査員レベル:

コンサルタントルートに関しては、申請者は合計35日以上になる、7件の認められる単独審査又は主任審査を実施していなければなりません。そのうち20日はオンサイトの審査でなければなりません。

申請者が既に食品安全審査員レベルに登録されているのであれば、15日以上審査、そのうち10日以上がオンサイトの審査である3件の単独審査あるいは主任審査を実施していることが要求事項となります。

チームリーダールートに関しては、申請者は6年以上主任審査員レベルの登録経験を有していなければなりません(例外的に、申請者がチームを指揮するにあたりかなり重要で包括的な経験を6年より短い期間で実施できるのであれば、主任審査員レベルの登録経験が6年未満であっても、これを認めることも考慮します)。申請者は、複雑かつ力量が問われる状況において、効果的な審査マネジメントの技能を実証することが必要とされる3件の単独審査を実施していなければなりません。こういった審査とは、複雑な組織で実施された1日以上にわたる初回認証審査を想定しています。

審査の認可についての一般的指針**認められる審査****食品安全主任審査員レベル以外のすべてのレベル:**

申請に先立つ3年以内に実施されたもののみを認めます。

食品安全主任審査員レベル:

申請者は、申請に先立つ2年以内に主任審査を実施していなければなりません。IRCAは「申請に先立つ期間」を、IRCAが申請者の記入済み申請書類を受理した日付から数えたものと定義します。

すべての監査・審査経験は、ログシートに記入して提出し、検証可能なものでなければなりません。実施する審査について詳細な情報を提出してください。また、IRCAが検証作業を実施するために必要な連絡先情報を提出してください。

IRCAは、審査のガイダンス規格であるISO 19011:2002、またISO 22000:2005、ISO/TS 22003:2007(E)、あるいはIRCAが同等であると認めるその他の規格に従って実施された審査のみを認めます。その他の国家規格、国際規格、あるいは企業規格に従って実施された審査を認める場合もあります。

審査員がIRCAのその他一般のプログラムで既に審査員、主任審査員、プリンシパル審査員として登録されているのであれば、ISO9001:2000、OH&S 18001、ISO 27001、ISO 20000、SA8000、ISO 14001、その他の認められる規格に従って実施された審査も認めます。これらの審査経験は、食品安全審査経験要求事項の25%を超えるものであってはなりません。

IRCAは、供給者監査(第三者監査)、認証審査(第三者審査、以下を参照)、内部監査(第一者監査)を認めます。また、第一者、第三者、第三者審査(監査)として実施される、コンサルタント審査(以下を参照)も認めます。

内部(第一者)監査:

食品安全内部監査員レベルに関しては、IRCAは、申請者が監査を実施する業務活動から独立している場合に、申請者の所属する組織の一領域について申請者が実施した内部監査を認めます。

申請者が監査を実施する業務活動から独立していることに加え、監査の適用範囲が十分に広いものであり、その監査が、申請者に幅広い監査技能を用いることを要求する非常に複雑なものである場合、内部監査を認めることも考慮します。IRCAが申請者の内部監査を認めるにあたり、申請者は裏づけとなる適切かつ関連する情報を提供してください。

コンサルタント審査:

次のすべてが満たされている場合、申請者がクライアントに対してコンサルタントという立場で実施した審査を認めます:

- 審査以前に、クライアント(被審査者)に、既に完全に確立した食品安全マネジメントシステムがある。
- 申請者が、審査対象の食品安全マネジメントシステムを構築するにあたり、その一端を担っていない(注記のような特別な場合を除く)。
- 申請者が被審査者から独立している。
- 審査の適用範囲に、食品安全マネジメントシステムのすべての要素を含む。

申請者がその構築に携わった食品安全マネジメントシステムについて、その後認証機関が初回認証審査で認証を与えた場合は、申請者が実施した事前審査を認めます。

サーベイランス(部分システム)審査:

新規登録申請時に提出されたサーベイランス(部分システム)審査については、通常認めません(食品安全内部監査員レベルを除く)。しかし、登録更新時に提出されたサーベイランス審査は認めます。原則として、5件のサーベイランス審査を完全な食品安全マネジメントシステム審査1件と同等のものに見なしますが、サーベイランス審査には非常に広範囲にわたるものがあることも認識しております。そのような場合は、申請者がその主張を裏付ける証拠を提出した場合、5件に満たないサーベイランス審査を(1件の完全な食品安全審査と同等なものとして)認めます。

パートI 昇格方法

認められない審査

以下の審査は認められません:

- 12ヶ月に2回以上の頻度で繰り返される同じ食品安全マネジメントシステムの審査。
- 1日に満たない(休憩を除いて6時間のオンサイトでの審査活動) 審査。食品安全内部監査員レベルを除く(内部監査員レベルについては、休憩を除いて3時間の監査を認めます)。
- ギャップ分析、不適合に対する是正処置完了の検証、フォローアップ訪問。
- 正式なトレーニング要求事項を満たす以前に実施した監査・審査。

登録者は、時期に関わらず昇格申請をすることができます。IRCAが新規申請の登録を受入れた後、次のレベルに昇格するために修得する必要がある審査経験及び力量を示します。昇格申請するには、登録者はIRCA/106審査ログシートを記入し、必要なすべての追加情報を同封し、昇格申請費の振込通知フォームを添えてIRCAジャパン オペレーションセンター宛送付ください。

昇格申請が認められても、通常は登録者の登録更新日が変更になることはありません。

登録期間内に昇格申請をしない場合、登録更新プロセスの一環として、IRCAは申請者の登録期間終了の約2ヶ月前に書面を送付し、審査ログ及びCPDログを提出するように促します。この時点でIRCAは、登録者に現在の昇格要求事項を通知します。登録者が(3年毎の)登録更新プロセスの一環として昇格した場合、昇格申請費は発生しません。

昇格方法について更に詳しい情報は、IRCAにお問い合わせください。

パートI

登録更新

審査員は、3年毎（つまり3年目の登録年度末）に登録を更新しなければなりません。IRCAは登録最終年度の約2ヶ月前に、更新申請費お支払いのための書類、審査ログ、CPDログ、並びにその他の文書の提出を書面にて要請します。IRCAは、提出された更新書類を、次に挙げた更新要求事項に基づいて評価し、登録の決定を行い、結果を書面にて通知します。

登録更新プロセスには次の6つの要求事項があります：

- 継続的専門知識の啓発 (CPD)
- 監査・審査経験
- 苦情の告知
- IRCA行動規範の遵守
- 更新申請費のお支払い
- 年間登録費のお支払い

継続的専門知識の啓発 (CPD)

食品安全内部監査員補及び食品安全内部監査員レベル以外のすべてのレベル：

登録者は、登録更新に先立つ3年以内に実施した45CPD時間以上の適切なCPDを完了していなければなりません。

登録者は、本要求事項を満たしているという証拠を提出する必要があります（本要求事項に関する指針は附属書IIを参照してください）。

食品安全内部監査員補及び食品安全内部監査員レベル：

CPDの要求事項はありません。

監査・審査経験

登録者は、IRCA規定の審査ログシート (IRCA/106) に監査・審査経験を記録し、提出する必要があります。

食品安全内部監査員補レベル：

監査経験の要求事項はありません。

食品安全内部監査員レベル：

登録者は、合計で少なくとも15時間の5件以上の監査を実施していなければなりません。

食品安全審査員補レベル：

審査経験の要求事項はありません。

食品安全審査員レベル：

登録者は、少なくとも5件の認められる審査を実施していなければなりません。

食品安全審査員レベル：

登録者は、少なくとも5件の認められる審査を実施し、そのうち2件は自分以外に1人以上の審査員を含むチームのリーダーとして実施したものでなければなりません。

提出する審査ログは、登録更新に先立つ3年間の登録期間内のものでなければなりません。

FSMSプリンシパル審査員レベル：

申請者は5件以上の認められる審査を実施し、その5件すべてが主任審査あるいは単独審査でなければなりません。

申請者は登録更新に先立つ3年間の登録期間以内にすべての審査を実施していなければなりません。

2. パートII

ISO/TS 22003要求事項に基づくパートIIに関する登録カテゴリ及び登録要求事項

パートIIは、ISO 22000に照らして第三者審査(TPA)認証審査を実施している審査員が対象です。

パートII登録の適用範囲には、ISO 22003(附属書Iを参照)のなかで定義されているカテゴリが含まれます。IRCAは、申請者の申請を評価し、以下に挙げている各要求事項を判断の基準とする申請者の力量を明記した登録証明書を授与いたします。

• 教育

- 一般微生物学及び一般化学を含む中等後教育以上
- 申請するフードチェーンの産業カテゴリにおけるコースを含んだ、中等後教育に相当する関連知識

(各カテゴリに関連するコースについては、附属書Iを参照ください)

• 実務経験

- 食品生産又は製造、小売、検査若しくは法の施行、又はこれと同等の分野で最低2年間の品質保証又は食品安全職務の業務を含む、少なくとも5年間のフードチェーン関連産業でのフルタイムの業務経験

実務経験年数の要求事項は、申請者が食品安全関連の認められる学位を修めている場合、1年間短縮されます。

• 審査員トレーニング

- IRCA認定食品安全審査員/主任審査員コース、あるいは、その他の認められるコース

• 審査経験

- 最初のカテゴリへの新規申請については、合計12日以上にわたるFSMS審査。そのうち6日はオンサイトの審査であり、申請者の力量を証明することができる主任審査員(又は同等の有資格者)の指導及びガイダンスのもとで実施されたもの。審査は、申請者の申請するカテゴリ内の、異なる4つの組織において実施されたものでなければならない。

新規に登録が授与された後、申請を希望するカテゴリの追加ごとに、次の事項を実証することが要求されます：

• 審査員トレーニング

- 追加するカテゴリに関連する食品安全関連のトレーニング³

• 審査経験

- 追加するカテゴリにおける有資格主任審査員の指導及びガイダンスのもので審査員として実施した4件のFSMS審査。

³ 受講できるコースには多種多様なものがあるためIRCAは特定のコースを修了することを要求していません。受講したコースが要求事項を満たしているという理由の詳細な説明を添えて、コースの詳細を提出してください。

パートII

登録要求事項

IRCAは、食品安全マネジメントシステムの効果的な審査に必要とされる、実証された力量に基づき、申請を評価します。申請者は、教育、実務経験、監査・審査員トレーニング、監査・審査経験の組合せを通じて、これらの力量を実証することができます。

IRCAは登録授与により、申請者がISO/TS 22003 (E)、6～7ページ、7.2.4.6.2項の審査員の力量を満たすことができることを認識したこととなります(授与レベルによる)。

教育

申請者は最低、一般微生物及び一般化学における中等後教育を修了している必要があります。食品安全に関連する学位あるいは学位同等の資格を有しているのであれば、実務経験年数の要求事項が1年間短縮されます。また、申請者は、申請者が登録を希望するカテゴリ(各カテゴリに関連するコースについては附属書Iを参照)での中等後教育に相当する知識を実証できることが要求されます。

認められる資格には、国家政府機関、又は、国家専門機関認定の機関によって授与された資格を含みます。

実務経験

申請者は、少なくとも5年間のフードチェーン関連産業でのフルタイムの実務経験を有していなければなりません。IRCAは、関連する実務経験は、申請者が判断力を行使し、問題を解決し、その他のマネジャー、労働者(従業員)並びに顧客とのコミュニケーションに要求される技術職、管理職、あるいは専門職にあることと考えます。

この5年間には、食品生産又は製造、小売、検査若しくは法の施行、又はこれと同等の分野で最低2年間の品質保証又は食品安全職務の業務が含まれなければなりません。

実務経験年数の要求事項は、申請者が適切な中等後教育を修了している場合、1年間短縮されます。

研修機関はこの実務経験要求事項の対象にはなりません。

審査員トレーニング

申請者は、IRCA認定食品安全審査員/主任審査員コース、あるいは、その他の認められるコースを合格修了していなければなりません。その他の認められるコースには、その他のトレーニング認定機関によって認定された食品安全コースが含まれます。IRCAはその他の手段を通じて修了したトレーニングを例外的に認めることも考慮しますが、申請者は、このトレーニングは少なくともIRCA要求事項を満たしているものであることをIRCAに納得させなければなりません。

申請者がその他一般のプログラムに審査員として既に登録されている場合は、IRCAが要求するのは、短期間で修了できる、IRCA認定食品安全審査員コンバージョンコースを合格修了し、かつ、以下におけるトレーニングを含む、少なくとも1日のトレーニングコースを合格修了していることです：

- HACCP原則、ハザード評価及びハザード分析
- 関連するコーデックスAlimentariusの前提条件プログラム(PRPR)を含めた食品安全マネジメントの原則

申請者は通常、登録申請に先立つ3年以内に、監査・審査員トレーニングを合格修了していなければなりません。申請者が、最近の、関連する実務経験、及び、申請者の審査技能が現在でも通用するという証拠を提示するのであれば、IRCAはこの期間より以前に修了したトレーニングを認めることもあります。

IRCA認定食品安全監査・審査員トレーニングを開催している全IRCA認定研修機関の最新版リストは、IRCAウェブサイト www.irca.org をご覧ください。

審査経験

最初のカテゴリへの新規登録については、申請者は、少なくとも12審査日のFSMS審査を実施し、これらすべての審査が、申請者の力量を証明することができる主任審査員(又は同等の有資格者)の指導及びガイダンスのもとで実施されていることが必要です。審査は、申請者の申請するカテゴリ内の、異なる4つの組織において実施されたものでなければなりません。

審査の認可についての一般的指針

認められる審査

IRCAは、申請に先立つ3年以内に実施されたもののみを認めます。

すべての審査経験は、ログシートに記入して提出し、検証可能なものでなければなりません。実施する審査について、審査を実施するカテゴリを含め、詳細な情報を提出してください。また、IRCAが検証作業を実施するために必要な連絡先情報を提出してください。

パートIIに関しては、IRCAは、審査のガイダンス規格であるISO 19011:2002、又はISO 22000:2005、ISO/TS 22003:2007 (E)、あるいはIRCAが同等であると認めるその他の規格に従って実施された**第三者**審査のみを認めます。その他の国家規格、国際規格、あるいは企業規格に従って実施された審査を認める場合もあります。

認められない審査

以下の審査は認められません:

- 内部監査、二者監査、コンサルタント監査。
- 12ヶ月に2回以上の頻度で繰り返される同じ食品安全マネジメントシステムの審査。
- 1日に満たない(休憩を除いて6時間のオンサイトでの審査活動) 審査。
- ギャップ分析、不適合に対する是正処置完了の検証、フォローアップ訪問。
- 正式なトレーニング要求事項を満たす以前に実施した監査・審査。
- 新規申請のときに提出するサーベイランス審査。

パートII

登録更新

審査員は、3年毎（つまり3年目の登録年度末）に登録を更新しなければなりません。IRCAは登録最終年度の約2ヶ月前に、更新申請費お支払いのための書類、審査ログ、CPDログ、並びにその他の文書の提出を書面にて要請します。IRCAは、提出された更新書類を、次に挙げた更新要求事項に基づいて評価し、登録の決定を行い、結果を書面にて通知します。

登録更新プロセスには次の6つの要求事項があります：

- 継続的専門知識の啓発（CPD）
- 審査経験
- 苦情の告知
- IRCA行動規範の遵守
- 更新申請費のお支払い
- 年間登録費のお支払い

継続的専門知識の啓発（CPD）

登録者は、登録更新に先立つ3年以内に実施した45CPD時間以上の適切なCPDを完了していなければなりません。

登録者は、本要求事項を満たしているという証拠を提出する必要があります（本要求事項に関する指針は附属書IIを参照してください）。

審査経験

登録者は、IRCA規定の審査ログシート（IRCA/106）に審査経験を記録し、提出する必要があります。

登録されている各カテゴリについて；

少なくとも2件のFSMS審査を含む、1年に最低5件の外部審査。

あるいは

1年に、最低4件のFSMSオンサイト外部審査。

あるいは

1年に、10日間のFSMS審査。

すべての審査は、登録されているカテゴリに対して実施されなければなりません。

苦情の告知

登録者は、登録者の職務に関して受けたいかなる苦情もIRCAに告知する必要があります。IRCAは苦情を登録更新の一環として考慮しなければなりませんので、IRCAがすべての苦情について知っておくことが重要です。IRCAはすべての苦情のケースを調査します。登録者の職務に関して苦情が出され、登録者がこれを告知しないのであれば、状況は更に深刻なものになり、登録者の登録の一時停止あるいは抹消につながることもあります。

行動規範の遵守

登録者は、常に行動規範（附属書IV参照）を遵守した上で行動してきたという宣言をする必要があります。

更新申請費のお支払い

申請者は、更新申請費の支払いを完了し、更新手続きに必要な書類を提出しなければなりません。

年間登録費のお支払い

更新手続き完了後に、登録者は年間登録費を支払う必要があります。年間登録費はIRCAが授与するレベルにより料金が異なりますので、更新手続きを完了するまでこの費用を支払う必要はありません。IRCAは書面にて更新結果を登録者に通知し、請求書及び登録カード、ISO/TS 22003の要求事項に関連する、適合している要素及びカテゴリを明記した登録証明書と同封します。

3.

申請方法

方法

IRCAウェブサイトより書類一式をダウンロードしてください。

又は以下の連絡先宛に書類を請求してください。

電話： 英国本部： +44 (0) 20 7245 6833

日本支部： 076-220-7980

ファックス： 英国本部： +44 (0) 20 7245 6755

日本支部： 076-296-3010

Email： 英国本部： irca@irca.org

日本支部： ircajapan@irca.org

ウェブサイト： www.irca.org

申請用紙及び書類を記入し提出してください。

登録申請の際は、指示に従い申請用紙に記入し、必要な追加資料をすべて同封し、申請費の振込通知フォームを添えてIRCAジャパン オペレーションセンター宛に送付してください。

IRCAジャパン オペレーションセンター：

〒921-8155 石川県金沢市高尾台1-442

申請段階では、申請費のみをお支払いください。年間登録費はお支払いにならないでください。申請に通過した時点で、IRCAから書面を送付し、年間登録費の請求をいたします。

IRCAでは以下の言語の申請を受付けます：

- 英語
- 中国語
- 日本語
- イタリア語
- スペイン語

その他の言語の場合、本申請を裏付けるための通信は、英語あるいは原本の正式な翻訳を伴ったものでなければなりません。特に学業資格、トレーニングコース、審査についてはご注意ください。

提出した資格に関するものについてはすべて、文書による証拠がなければなりません。認められる証拠の一例としては、授与機関、授与資格、授与日、誰に対して授与されたかが明記されている資格証明書原本をきれいにコピーしたものです。このような情報が記載されていなかったり不明確である場合は、申請者は追加の証拠を提出しなければなりません。

例えば、紛失したり、捨ててしまったといったような場合など、資格証明書のコピーがない場合にも同様のことがいえます。

認められる証拠としては、授与を証明する授与機関からの正式な書状原本があります。成績証明書の写し(コース内容の正式かつ詳細なレポート)も、授与日及び授与資格が明記されていれば、認められる証拠となります。

文書による証拠が授与機関より入手できない場合、その資格を認めることは通常ありません。

IRCAが行うこと

申請手続を進めるには通常約4週間を要します。しかしながら、手続に要する時間は、申請に提出された情報の検証にどれだけ時間を要するかということに大きく依存します。IRCAが必要とする情報をすべて提出していただければ、申請手続が早くなります。

手続は4つのパートから構成されます：

事務的確認

最初にIRCA事務員によって、提出されるべきすべての情報が申請者により洩れなく提出されていることの確認がなされます。

技術専門的評価

この部分に関しては、IRCA技術専門家、すなわち、評価員(Reviewing Officer)が実施いたします。評価員は、提出された情報を登録要求事項に照らし評価し、この情報の一部、又はすべてを検証いたします。技術的評価の結果、評価員は登録マネジャーに登録の推薦を行います。

IRCAは、検証を、登録プロセス全体を裏付ける不可欠な要素であると考えております。従いまして、登録要求事項の全側面に照らして申請書類のレビュー、検証を行うことに、IRCA評価員は細心の注意を払っております。IRCAは出来る限り迅速に評価手続を進めてまいります。IRCA(及び申請者)が期待するように迅速に手続を進められないこともあります。一般的でない学業資格や、元/現雇用者が検証に関わる情報を提出するのに時間がかかったり、被審査者が協力的でなかったりすると、申請手続により時間がかかる可能性もあります。

登録

申請者の登録に関する最終判断は登録マネジャーにより行われます。登録決定は、技術的評価プロセスとは独立して実施されます(上記参照)。

登録授与

登録マネジャーより、該当のレベル又はカテゴリへの登録を授与するという正式な書状が申請者に送付されます。この書状を送付する時点で、初回年間登録費の請求がなされます。

登録は、初回年間登録費の受領を確認次第授与されます。

申請者の情報は、登録審査員登録簿に追加され、IRCAから申請者に登録カードが送付されます。パートIIのカテゴリ登録の場合は、IRCAは登録カードとあわせて、どの登録要求事項を満たしているかを明記した登録証明書を送付します。

例

教育要求事項 - 合格
トレーニング要求事項 - 合格
実務経験 - 合格
カテゴリA - 合格

4.

料金

料金は年毎に設定され、暦通りの1年(1月1日～12月31日)で適用されます。現在の料金の詳細はwww.irca.orgをご覧ください。

申請費

申請書類を送付する際、申請費の送付をお願いいたします。申請費のお支払いがない間は、申請手続きを進めることはできません。申請費は申請手続きに関わる費用に対するものであり、申請が却下された場合も払戻しはありません。

年間登録費

年間登録費は登録審査員の登録に関わる事務費用に対するものです。毎年、新しい登録年度開始前にお支払いいただく必要があります。登録申請に基づき登録が授与される際に、はじめての年間登録料の請求書が送付されます。その後は、毎年、新しい登録年度開始の1ヶ月前⁴に年間登録費の請求書が送付されます。

昇格・カテゴリ拡大申請費

昇格申請費は、申請者の昇格又はカテゴリ拡大の評価に対する費用です。昇格申請を提出する際にお支払いください。初回申請費と同様、昇格申請費は払戻しはありません。登録期間中に昇格した場合は、その登録年度については追加の年間登録費はいただきません。登録期間中はいつでも昇格申請することができます。登録更新手続(3年毎)の際に昇格/カテゴリが拡大した場合は、昇格申請費が別途生じることはありません。

更新申請費

この料金は、3年ごとの登録更新の評価に関する費用を賄うものです。この料金は、更新申請を提出する際にお支払いいただく必要があります。申請費と同様、更新申請費の払戻しはありません。この料金は申請プロセスに関するコストを賄うものであり、更新申請が却下された場合も払戻しはいたしません。

⁴53年毎の更新年度を除きます。更新年度では、登録更新の結果、レベル(及び料金)が変更になることがありますので、更新手続きを完了した後、請求書を送付いたします。

5. その他の情報

登録期間

申請が認められた場合、この登録は3年間保持されます。この3年間に登録期間と称します。登録期間の終わりに登録を更新する必要があります。更新が認められた場合、更に3年間の「登録期間」を与えます。この繰返しとなります。

登録期間中の1年目、2年目の終わりには、年間登録費をお支払いいただき、行動規範を遵守することにより、登録を維持することができます。1年目、2年目の終わりにあたり、その他の書類を提出する必要はありません。3年目の終わりに、全登録審査員は登録更新プロセスを進める必要があります。

ISO 22000:2005以外の食品安全規格

IRCAは、IRCAがISO 22000:2005、IS 343:2000及びISO 9001:2000/15161と同等のその他の規格と認めたものに照らして実施した審査を認めます。IRCAでは認められるその他の規格のリストを維持していますが、申請者はこのリストに掲載されていない規格に照らして実施した審査の承認を要求してもかまいません。IRCAには新しい規格を評価するための手順がありますので、規格が認められると思われる申請者は、IRCAにご連絡ください。

登録カード、登録証及び登録名簿

新規申請登録後、登録カードが発行されます。登録後は、登録要件が遵守されている場合、毎年新しい登録カードが発行されます。パートII登録については、審査員の力量を明記した登録証明書を送付します。

このカードは、登録の主たる証拠となるものであり、審査の開始時にはこれを提示し、その後も適切な場合は提示してください。

カードは登録者に対して発行されるものですが、所有権はIRCAにあり、要請があれば返却しなければなりません。

登録された全世界の審査員の詳細が、IRCAウェブサイト www.irca.org の「審査員の検索」のページでご覧になれます。

異議申立て及び苦情

申請者は、IRCAの下した登録に関する決定に対し異議を申立てる権利をもっています。IRCAはこのような異議申立て及び苦情について検討するための規定の手順を含む品質システムを運用しています。

登録に関する処置

以下の2つの状況下では、登録は以下の処置がとられます。

1. 登録レベルに必要な登録基準を満たすことができない場合、登録抹消を行う前に、代替レベルがオファーされます。代替レベルでの登録期間中に、要求事項を満たす機会が与えられ、元来登録されていたレベルに復帰することができます。
2. 行動規範に違反した場合、IRCAは、行動規範に違反した登録審査員に対して、登録に対する何らかの処分を施行する権利を有しています。この際の処置には、登録の一時停止、また違反の内容が深刻なものや、継続的なものである場合には登録が抹消される場合があります。

機密保持

登録活動を裏付けるために申請者が提出したすべての情報、通信内容並びに書類は、すべて厳重な機密情報として取扱われます。

IRCAは、www.irca.org で公開する登録名簿に各登録審査員の関連情報を掲載できる権利を有します。

法的位置づけ

IRCAの審査員登録、及び、登録に関するすべての手続は、英国法に準じて管理され、専ら英国法廷の管轄のもとに置かれています。

⁵ IRCAは、登録された審査員の登録記録の詳細を、他の認証機関及び認定機関に公開する権利を有しています。IRCAは、この情報公開の保留が、登録の品位を脅かすとみなした場合、例えば、登録されている審査員の登録に対してIRCAが処置を取り(つまり登録の一時停止、あるいは抹消をする)、処置を受けた審査員が、他の認証機関に、IRCAでの登録期間中の登録記録を十分に公開せずに登録申請を行った場合、情報を公開します。

附属書 I

フードチェーンカテゴリ

カテゴリコード	カテゴリ	分野の例	教育要求事項 (これを含む中等後コース)
A	畜産・水産業(動物)	動物;魚;卵生産;乳生産;養蜂;漁業;狩猟;捕獲	動物生産
B	農業(植物)	果実;野菜;穀物;香辛料;園芸作物	作物生産
C	加工1(腐敗しやすい動物性製品) 農業生産後のすべての活動、例えばと(屠)殺を含む	獣肉;家禽肉;卵;酪農及び魚製品	食品加工、食品微生物、分析を含む食品化学
D	加工2(腐敗しやすい植物性製品)	生果及び生ジュース;保存加工された果実;生野菜;保存加工された野菜	食品加工、食品微生物、分析を含む食品化学
E	加工3(常温での長期保存品)	缶詰;ビスケット;スナック;油;飲料水;飲料;パスタ;穀粉;砂糖;塩	食品加工、食品微生物、分析を含む食品化学
F	飼料生産	動物飼料;水産飼料	食品加工、食品微生物、分析及び動物生産を含む食品化学
G	ケータリング	ホテル;レストラン	食品加工、食品微生物、分析を含む食品化学
H	流通	直売店;小売店;卸業者	食品加工、食品微生物、分析を含む食品化学
I	サービス	給水;洗浄;排水;廃棄物処分;製品、プロセス及び装置の開発;獣医サービス	食品工学又は食品科学
J	輸送及び保管	輸送及び保管	食品工学又は食品科学
K	装置の製造	工程用装置;自動販売機	食品工学又は食品科学
L	(生化学)化学製品製造	添加物;ビタミン;農薬;薬品;肥料;洗浄剤;培養物	食品工学又は食品科学
M	包装材料製造	包装材料	食品工学又は食品科学

附属書 II

継続的専門知識の啓発(CPD)に関する指針

CPDは、あなたの専門知識、個人技量並びに力量を継続的に更新することを促す枠組みです。CPDの目的は、審査員として、その有効性を更に高め、審査職務を更に信頼性の置けるものにする事です。CPDの概念、及びCPDが寄与する価値は、今日すべての職業分野において認知され、受け入れられています。

登録更新プロセスの一環として、過去3年内における45時間以上のCPDを修了したことを実証していただく必要があります。このCPDは広義において審査及び食品安全に関連するものです。あなたの審査力量を向上させるものであるとIRCAが認識するトピックは、数限りがないので、これについてここで挙げることはいたしません。しかしながら、IRCAは、これらを食品安全審査員に要求される力量の2つの主要領域と合致する2つの領域に分類しています：

1. 食品安全関連
2. 審査関連

同一の方式が万人に対してふさわしいものであるとは考えておりません。したがって、非常に非公式なもの(例：読書及び独学)から公式なもの(例：教室を構えたトレーニング)まで、幅をもたせた方法で取得したCPDを認めます。CPDの取得方法には効果的なものもそうでないものもあると考えます。したがってIRCAは、ある活動についてはその他の活動よりも効果があると認める「ウェイトティング」方式を採用します。活動は大きく3つのカテゴリーに分類されます：

a) 非体系的;3時間=1CPD時間

このカテゴリーに含まれるものには、評価されずかつ資格取得につながる通信型・公開型の学習、専門誌及び技術誌、書籍、その他出版物の読書、特定の結果をもたらすように予め計画され特定されているOJTのその関連部分があります。

www.irca.orgでご利用になれるIRCAインフォや電子マガジンの購読、あるいはオンラインディスカッションフォーラム(英語のみ)⁶への参加も受け入れられます。

b) 半体系的;2時間=1CPD時間

このカテゴリーに含まれるものには、非相互作用的(一方的な)講義、講話等、社会的な非公式の専門機関の会合(例：ネットワークの機会)、研究、講義/コースの準備・初回実施、記事の出版、新しい資格(評価されるもの)の取得を狙いとする公開型・通信型の学習があります。

c) 体系的;1時間=1CPD時間

このカテゴリーの例には、相互作用的で参加度の非常に高い訓練コースやセミナー、正式な講義のある専門機関の会合、規格の開発における積極的な参加などがあります。

各カテゴリーに含まれる活動は広範囲に渡るため、上記に挙げた例は、おおよその例として捉えてください。多くの審査員が3カテゴリーすべてを含む活動の証拠を提出しますが、これは要求事項ではありません(3つのカテゴリーすべてのCPDを提出しなければならないということではありません)。唯一の制限は、非体系的CPDは認められるCPD時間合計の3分の1(=15時間)を超えてはならないということです。

提出する活動について十分かつ適切な証拠を提出する責任があります。したがって、あなたは活動の記録を作成・維持し、可能な場合は、これらを正しい手順で検証してもらう必要があります。この目的のために、CPD及びトレーニングログシート(IRCA/173)を用意しています。

CPDに関わる情報を、いかに明確で、論理的で、理解しやすいフォーマットで提出するかは、申請者の利につながります。IRCAの登録更新手順の速さはこれに依存するといえます。

⁶ IRCAオンラインディスカッションフォーラムへの参加では、最大で4時間の非体系的なCPDが認められます。IRCA/173 CPDログシートに記入し証明してください。

附属書 III

用語の定義

審査

審査基準が満たされている程度を判定するために、審査証拠を収集し、それを客観的に評価するための、体系的で、独立し、文書化されたプロセス。

被審査者

審査される組織。

審査依頼者

審査を要請する組織又は人。

審査チーム

審査を行う2人以上の審査員。そのうち1名は主任として指名された者。

その他一般の

新規登録要求事項のほとんどが同じプログラム：QMS、EMS、OH&S、ITSMS、ISMS、社会システム。

主任審査

審査員が、他の最低1名を含むチームのリーダーを務める審査。

単独審査

1名の審査員が審査のすべての側面を実施する審査。

第一者監査

組織独自の監査のための経営資源によって、組織内で実施される監査。内部監査ともいう。

第二者監査

購入者である組織、又はその代行者が、契約業者又は供給者に対して実施する監査。これには、同グループ内の他の組織に商品やサービスを提供している企業又は部署の監査も含まれる。供給者監査ともいう。

第三者審査

審査を受ける組織から独立した機関、すなわち、認証機関又は審査登録機関によって実施される組織の審査。

附属書IV

行動規範

登録審査員は全員、以下の行動規範に合意し、これを遵守しなければなりません：

1. 審査員は、雇用契約を交わしている組織や正式に従事している組織（審査組織）に対し、またその直接管理下で実施している審査の被審査組織に対し、信頼性のある公平な態度で行動すること。
2. その組織に関する審査機能を実施する前に、審査を受ける組織と何らかの関係をもつ場合には、それを自分の雇用に明らかにすること。
3. 審査を受ける組織から、その責任者から、又は他の利害関係をもつ人間からは、いかなる誘因や贈答品、手数料、割引、その他の利害となるものを受入れてはならない。また故意に責任のある者にそうさせてはならない。
4. 被審査者と審査組織の両者の書面による承認がない限り、自分が責任をもつ審査チーム、又は自分がその一員である審査チームの調査結果を一部たりとも公表してはならない。又は審査中に入手した情報を第三者に公表してはならない。
5. 審査組織の評判や利害関係に不利となるような行動をとらない。
6. IRCAの評判や利害関係、信用に不利となる行動をとらない。
7. この行動規範への違反があった場合には、正式な照会手順に協力すること。